

令和2年高島市教育委員会  
第3回臨時会議事日程

日 時 令和2年3月31日(火)  
午前11時00分  
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

委員 委員

3. 議事

- |      |       |                            |
|------|-------|----------------------------|
| 日程第1 | 議第10号 | 高島市教育委員会事務局職員等の人事について      |
| 日程第2 | 議第11号 | 高島市社会教育委員の委嘱について           |
| 日程第3 | 議第12号 | 高島市公民館運営審議会委員の委嘱について       |
| 日程第4 | 議第13号 | 高島市立公民館職員の任命について           |
| 日程第5 | 議第14号 | 高島市立学校産業医の委嘱について           |
| 日程第6 | 議第15号 | 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について      |
| 日程第7 | 議第16号 | 高島市教育委員会会議規則の全部を改正する規則案    |
| 日程第8 | 議第17号 | 高島市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則案    |
| 日程第9 | 議第18号 | 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案 |

- 日程第 1 0 議第 1 9 号 高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案
- 日程第 1 1 議第 2 0 号 高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案
- 日程第 1 2 議第 2 1 号 高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則案
- 日程第 1 3 議第 2 2 号 高島市教育支援委員会規則の一部を改正する規則案
- 日程第 1 4 議第 2 3 号 高島市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案
- 日程第 1 5 議第 2 4 号 高島市学校給食共同調理場給食物資購入規則の一部を改正する規則案
- 日程第 1 6 議第 2 5 号 高島市立学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則案
- 日程第 1 7 議第 2 6 号 高島市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則案
- 日程第 1 8 議第 2 7 号 高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則案
- 日程第 1 9 議第 2 8 号 高島市高島しゃくなげ運動公園の管理運営に関する規則を廃止する規則案
- 日程第 2 0 議第 2 9 号 高島市安曇川多目的グラウンドの管理運営に関する規則の一部を改正する規則案
- 日程第 2 1 議第 3 0 号 高島市教育委員会請願等処理規程を廃止する訓令案
- 日程第 2 2 議第 3 1 号 高島市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令案

- 日程第 2 3 議第 3 2 号 高島市高島歴史民俗資料館に勤務する職員の服務規程を廃止する訓令案
- 日程第 2 4 議第 3 3 号 高島市教育委員会事務点検評価委員設置要綱の一部を改正する告示案
- 日程第 2 5 議第 3 4 号 高島市立学校跡地利用検討委員会設置要綱を廃止する告示案
- 日程第 2 6 議第 3 5 号 高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部を改正する告示案
- 日程第 2 7 議第 3 6 号 高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案
- 日程第 2 8 議第 3 7 号 近江聖人中江藤樹マスコットキャラクター「よえもん君」着ぐるみ貸出要綱の一部を改正する告示案
- 日程第 2 9 議第 3 8 号 朽木池の沢庭園整備基本計画検討委員会設置要綱を廃止する告示案
- 日程第 3 0 議第 3 9 号 清水山城館跡保存活用計画策定委員会設置要綱を廃止する告示案

#### 4. 報告事項

- 報告第 4 号 令和 2 年度高島市小中学校教職員人事異動内示について
- 報告第 5 号 令和 2 年度高島市立幼稚園学校評議員の委嘱について
- 報告第 6 号 高島市学校施設長寿命化計画の策定について

#### 5. 今後の日程

令和2年第3回臨時会座席表

教育委員 川原林 正 英	教育委員 小多 偕裕	教育長 上原 重治	教育委員 三矢 艶子	教育委員 田邊 栄美 子
--------------------	---------------	--------------	---------------	--------------------

教育指導部長 川島 浩之	高島市役所新館 2階 教育委員会室	教育長 1	教育総務部長 北村 英明
学校教育課長 村田 秀俊		教育委員 4	教育総務部次長 社会教育課長 川原林 剛
学事施設課長 辻 信孝		説明員 11	教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 長瀬 千恵美		事務局 2	教育総務課長 大塚 寿彦
		合計 18	

教育総務課 主事 阿慈知 美佳	教育総務課 参事 上原 真哉		図書館長 玉木 健史	市民スポーツ 課長 角野 和善	文化財課長 松田 邦幸
-----------------------	----------------------	--	---------------	-----------------------	----------------

事務局

入  
口

議第11号

高島市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項および高島市社会教育委員設置条例（平成17年高島市条例第118号）第2条第2項の規定により、高島市社会教育委員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

## 高島市社会教育委員

氏 名	新・再任の別 (経験年数)	地 域	所 属 等
なかがわ ちか 中川 知香	再 任 (4)	マキノ	元マキノ地域まちづくり委員 元マキノ地域審議会委員
しらいし たけし 白石 剛	新 任	マキノ	高島市文化協会マキノ支部長 湖西合唱協会会長
こばやし ただのり 小林 忠伸	再 任 (10)	今津	元中学校校長 滋賀県立大学非常勤講師
すぎしま いくお 杉嶋 郁夫	再 任 (4)	今津	今津青少年育成学区民会議会長 「たかしま子どもフェスティバル」 実行委員会委員長
たご いくお 多胡 伊久男	再 任 (6)	安曇川	元安曇川地域審議会委員 元(公財)ひばり支配人 元民生委員児童委員
しらい きょうこ 白井 恭子	新 任	安曇川	元小学校教諭 民生委員児童委員
いのうえ しゅうぞう 井上 修三	再 任 (10)	高島	高島地域体育振興会理事 民生委員児童委員
いずみ ふ み こ 泉 婦美子	再 任 (8)	朽木	元民生委員児童委員
たかはし としえ 高橋 敏枝	再 任 (10)	新旭	元新旭まちづくり委員会委員 ガールスカウト指導者
くわはら かずえ 栗原 和恵	再 任 (2)	新旭	元小学校校長

任期: 令和2年4月1日から令和4年3月31日

議第12号

高島市公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項および高島市立公民館の設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第120号）第6条第1項の規定により、高島市公民館運営審議会委員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

## 高島市公民館運営審議会委員

氏名	新・再任の別 (経験年数)	地 域	所 属 等
みねもり きよつぐ 峯森 清嗣	再任 (2)	マキノ	元高島市役所職員 元森西区長
やまだ かずお 山田 一夫	新任	マキノ	Enjoyマキノ事務局長 元小学校教諭 元マロンガーデン自治会長
かわはらだ まもる 河原田 守	再任 (4)	今津	郵便局職員 元高島郡青年団連絡協議会長
いいた きよたか 飯田 清孝	再任 (2)	今津	元高島市役所職員 元びわ湖高島観光協会事務局長
ふじい ながのり 藤井 長紀	再任 (6)	朽木	元PTA会長 元滋賀県青年団連合会長
ふじさわ ふさえ 藤澤 富佐江	新任	朽木	小学校講師 元小学校教諭
ゆるぎ か ぞう 万木 嘉藏	再任 (2)	安曇川	元高島市役所職員 元新旭公民館長
たけはら あつし 竹原 篤	新任	安曇川	藤波こども園長 元小学校長
なかむら まなみ 中村 真奈美	再任 (4)	高島	地域学校協働活動推進員 民生委員児童委員
たなか あやこ 田中 文子	再任 (2)	高島	音楽療法士 元中学校教諭
いば いくお 伊庭 郁夫	新任	新旭	人権擁護委員 学校運営協議会委員 元小学校教頭

任期: 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで



議第13号

高島市立公民館職員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市立公民館職員の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を公民館職員に任命することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

## 令和2年度 公民館職員名簿

所属	氏名	職 名	新任 再任	備考
マキノ公民館	中川 和彦	参与	新任	
	岡本 里子	社会教育指導員	再任	
	狩野 之彦	社会教育指導員	再任	
今津公民館	水谷 裕之	参与	再任	
	廣田 恵里子	社会教育指導員	再任	
	石田 与志雄	社会教育指導員	再任	
	奥村 純子	社会教育指導員	再任	今津浜分コミュニティセンター
朽木公民館	俣野 吉治	参与	再任	
	奥田 とし子	社会教育指導員	再任	
	吉澤 淳子	社会教育指導員	新任	
安曇川公民館	大岡 重和	参与	再任	
	馬場 ますみ	社会教育指導員	再任	
	横木 実	社会教育指導員	再任	
	早藤 章子	社会教育指導員	再任	安曇川世代交流センター
	榎並谷 聖子	社会教育指導員	新任	安曇川世代交流センター
高島公民館	高木 淳	参与	再任	
	田中 孝夫	社会教育指導員	再任	
	久保田 広志	社会教育指導員	再任	
新旭公民館	饗庭 正昭	参与	新任	
	井上 悦子	社会教育指導員	再任	
	上原 則子	社会教育指導員	再任	
公民館等管理人	橋爪 健司	公民館管理人	再任	安曇川公民館
	曾根 清	公民館管理人(夜間)	再任	マキノ公民館
	西村 勇夫	公民館管理人(夜間)	再任	マキノ公民館
	蔵田 はるみ	公民館管理人(夜間)	再任	今津公民館
	川島 博明	公民館管理人(夜間)	再任	朽木公民館
	石田 喜隆	公民館管理人(夜間)	再任	安曇川公民館
	井上 正男	公民館管理人(夜間)	再任	安曇川世代交流センター
	射庭 啓造	公民館管理人(夜間)	再任	高島公民館
	松田 博文	公民館管理人(夜間)	再任	新旭公民館
	橋本 稔	公民館管理人(夜間)	再任	新旭公民館

議第14号

高島市立学校産業医の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市立学校産業医の委嘱について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項の規定により、高島市立学校産業医に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

令和2年度高島市立学校産業医

区分	氏名	所属等	備考
産業医	本多 朋仁	本多医院 開業医	

任期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

議第15号

高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

高島市学校給食共同調理場設置条例（平成17年高島市条例116号）第4条第2項の規定により、高島市学校給食運営委員会委員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

## 別紙

委員の区分	所属等	氏名
1号委員 小中学校・幼稚園の 校(園)長	マキノ東小学校	藤田 善弘
	今津中学校	伊吹 美喜夫
	朽木中学校	澤 悦弘
	安曇小学校	中村 久昭
	新旭北小学校	尾中 一彦
2号委員 小中学校・幼稚園の 保護者代表	マキノ西小学校	杉本 恵子
	今津北小学校	松本 房代
	青柳小学校	河村 友紀子
	高島中学校	伊庭 香菜子
	湖西中学校	堤 祥晃
3号委員 公益を代表する者	高島市農業委員会	谷口 純江
	高島市民生委員児童委員 協議会連合会	平井 登志枝
	高島市健康推進員協議会	万木 絹子

任期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

議第16号～議第39号 規則・訓令・告示案一覧表

議案番号	例規区分	名 称	改正区分	改正の趣旨・概要
議第16号	規則	高島市教育委員会会議規則	全部改正	規定事項、規定順序を整理するとともに、請願の取り扱いの規定を追加するもの
議第17号		高島市教育委員会傍聴規則	一部改正	傍聴人の退場の規定について、内容の整理を行うもの
議第18号		高島市教育委員会事務局組織規則	一部改正	国民スポーツ大会開催準備室の設置と分掌事務の追加、その他所要の字句改正等を行うもの
議第19号		高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則	一部改正	教育長に委任できない事項の整理と字句修正を行うほか、教育長が臨時代理した場合における承認規定を追加するもの
議第20号		高島市教育委員会公印規則	一部改正	事務所内の公印保管者を統一し公印管理の適正化を図るため、教育研究所長印の保管者を所長から教育総務課長に変更するもの
議第21号		高島市立学校学校運営協議会設置規則	一部改正	引用している法律の公布年・法律番号を明記できていなかったため追加するもの
議第22号		高島市教育支援委員会規則	一部改正	一部字句修正を行うもの
議第23号		高島市教科用図書選定委員会規則	一部改正	一部字句修正を行うもの
議第24号		高島市学校給食共同調理場給食物資購入規則	一部改正	一部字句修正を行うもの
議第25号		高島市立学校結核対策委員会規則	一部改正	一部字句修正を行うもの
議第26号		高島市社会教育指導員設置等に関する規則	一部改正	会計年度任用職員制度の施行に伴い、関係条項を改めるもの
議第27号		高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する規則	一部改正	引用している条項にずれが生じているため改めるもの
議第28号		高島市高島しゃくなげ運動公園の管理運営に関する規則	廃止	すでに廃止されている高島しゃくなげ運動公園の管理運営規則が廃止できていなかったため廃止するもの
議第29号		高島市安曇川多目的グラウンドの管理運営に関する規則	一部改正	引用している条項にずれが生じているため改めるもの
議第30号	訓令	高島市教育委員会請願等処理規程	廃止	会議規則で規定するため廃止するもの
議第31号		高島市教育委員会事務局職員服務規程	一部改正	引用している条例の条項にずれが生じているため改めるもの
議第32号		高島市高島歴史民俗資料館に勤務する職員の服務規程	廃止	施設に正規職員の配置がないことから廃止するもの
議第33号	告示	高島市教育委員会事務点検評価委員設置要綱	一部改正	所掌事務の表記を整理し、任期を委嘱の日から点検評価完了の日までに改めるもの
議第34号		高島市立学校跡地利用検討委員会設置要綱	廃止	対象となる3校について、すべて提言書の提出も完了していることから廃止するもの
議第35号		高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱	一部改正	第1条の目的規定を設置規定に改めるほか、所要の字句修正を行うもの
議第36号		高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱	一部改正	一部字句修正を行うもの
議第37号		近江聖人中江藤樹マスコットキャラクター「よえもん君」着ぐるみ貸出要綱	一部改正	一部字句修正を行うもの
議第38号		朽木池の沢庭園整備基本計画検討委員会設置要綱	廃止	平成27年度に基本計画策定済みのため廃止するもの
議第39号		清水山城館跡保存活用計画策定委員会設置要綱	廃止	平成30年度に保存活用計画策定済みのため廃止するもの

議第16号

高島市教育委員会会議規則の全部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教育委員会会議規則

高島市教育委員会会議規則（平成17年高島市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、他に定めがあるもののほか、高島市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の種類）

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、定例会および臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回、定例的に招集する会議とする。

3 臨時会は、教育長が必要と認めたとき、または法第14条第2項に定めるところにより会議の招集があったときに招集する会議とする。

4 定例会および臨時会の会期は、1日とする。ただし、委員会は、議決によりこれを延長することができる。

（会議の招集等）

第3条 教育長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所および会議に付すべき事件を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、会議の招集後において必要と認めるときは、会議において議案を変更し、または追加することができる。

第4条 委員は、会議の招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、定刻までに参集できないとき、または招集に応じることができないときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

(開会等の宣告)

第5条 会議の開会、休憩および閉会は、教育長がこれを宣告する。

(会議の順序)

第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 前回の会議録の承認
- (3) 会議録の署名委員の指名
- (4) 議事
- (5) 報告
- (6) その他
- (7) 閉会

(職員の出席)

第7条 教育長は、必要に応じて職員を会議に出席させることができる。

(動議の提出)

第8条 委員は、動議を提出することができる。

2 教育長は、動議が提出されたときは、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(発言)

第9条 動議を提出し、または討論しようとする者は、教育長の許可を得て発言しなければならない。

2 教育長は、2人以上の委員が発言を求めたときは、先に発言したと認められた者を指名して発言させるものとする。

(発言の制限)

第10条 委員は、1議題の審議中は、他の議題について発言することができないものとする。

(関係者の出席)

第11条 教育長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明または意見を求めることができる。

(採決)

第12条 教育長は、議題について論旨が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決しなければならない。

(採決の方法)

第13条 教育長は、委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、会議



に諮って記名または無記名の投票によって採決することができる。

(採決の順序)

第14条 修正の動議は、原案に先立って採決する。

2 同一の議題について修正の動議が複数あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

(会議を非公開とすることができる事件)

第15条 法第14条第7項ただし書に定めるところにより会議を公開しないことができる事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 人事に関する事件
- (2) 訴訟および審査請求に関する事件
- (3) 個人の権利利益が害されるおそれのある事件
- (4) 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に関する事件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正または円滑な運営に支障を来すおそれのある事件

(会議録)

第16条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会および閉会に関する事項
- (2) 教育長および出席委員の氏名
- (3) 教育長および委員を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 議題および議事の要旨
- (5) 議題となった発議および発議者の氏名
- (6) 質問または討論した者の氏名およびその要旨
- (7) 議決事項
- (8) 報告およびこれに関する質疑の要旨
- (9) その他教育長または会議において必要と認めた事項

3 委員は、会議録に記載した事項に関して異議があるときは、教育長にその旨を述べるものとし、教育長は、この採否を会議に諮って決定するものとする。

(請願)

第17条 委員会に請願をしようとする者(以下「請願者」という。)は、請願の件名、趣旨、提出年月日、請願を行う者の住所および氏名を記載し、押印した文書を提出しなければならない。

2 請願者が法人である場合は、その名称および所在地を記載し、法人およびその代表者の印章を押印しなければならない。

3 教育長は、請願書が提出されたときは、これを受理し、会議に諮ってその可否を決しなければならない。

4 教育長は、必要があると認めるときは、請願をした者に対し、会議への出席を求め、直接その趣旨を述べさせることができる。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、会議及び議事運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 高島市教育委員会会議規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号_____） _____ に定め るもののほか、高島市教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の<u>会議</u>（以下「<u>会議</u>」という。）の<u>議事運営</u>に関し <u>必要な事項</u>について定める_____。</p> <p><u>(議事日程の作成)</u></p> <p>第2条 教育長は、<u>会議の日時、会議に付すべき事件およびその順序を記載した議事日程</u>を定め、<u>あらかじめ委員に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(議事日程の変更)</u></p> <p>第3条 <u>教育長が必要であると認めたとき、または委員から動議が提出されたときは、教育長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。</u></p> <p><u>(延会)</u></p> <p>第4条 <u>議事日程に記載した事件について議事が終わらない場合でも、教育長が必要であると認めたとき、または委員から動議が提出されたときは、教育長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。</u></p> <p><u>(定例会および臨時会)</u></p> <p>第5条 <u>会議</u> _____ は、<u>定例会および臨時会とする。</u></p> <p>2 <u>定例会は、毎月1回開催</u> _____ <u>する。ただし、都合により教育長がこれを</u><u>変更し中止することができる。</u></p> <p>3 <u>臨時会は、教育長が必要と認めたとき、</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「<u>法</u>」という。）第16条の<u>規定に基づき、他に定めがあるもののほか、</u>高島市教育委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）の<u>会議その他委員会</u>の<u>議事の運営</u>に関し、<u>必要な事項</u>を定める<u>ものとする。</u></p> <p><u>(会議の種類 _____)</u></p> <p>第2条 <u>委員会の会議</u>（以下「<u>会議</u>」という。）は、<u>定例会および臨時会とする。</u></p> <p>2 <u>定例会は、毎月1回、定期的に招集する</u><u>会議とする。</u> _____</p> <p>3 <u>臨時会は、教育長が必要と認めたとき、</u></p>

または法第14条第2項の規定に基づき  
会議の招集の請求があったときは、これ  
を招集する。

(会議の招集)

第6条 委員は、招集の当日、指定の時刻ま  
でに指定の場所に参集しなければならない  
。

2 委員は、招集に応ずることができないと  
きは、あらかじめ教育長に届け出なければ  
ならない  
。

(会議の時間)

第7条 定例会および臨時会の会議時間は、  
教育長が会議に諮って定める。

(会議の順序)

第8条 会議は、おおむね、次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 前回 会議録の承認
- (3) 会議録の署名委員の指名
- (4) 教育長の報告
- (5) 議事
  
- (6) その他
- (7) 閉会

2 開会および閉会は、教育長が行う。

または法第14条第2項に定めるところに  
より会議の招集 があったときに  
招集する会議とする。

4 定例会および臨時会の会期は、1日とす  
る。ただし、委員会は、議決によりこれを  
延長することができる。

(会議の招集等)

第3条 教育長は、会議を招集しようとする  
ときは、会議の日時、場所および会議に付  
すべき事件を、あらかじめ委員に通知しな  
ければならない。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、会  
議の招集後において必要と認めるときは、  
会議において議案を変更し、または追加す  
ることができる。

第4条 委員は、会議の招集の当日、指定の  
時刻までに指定の場所に参集しなければ  
ならない。

2 委員は、定刻までに参集できないとき、  
または招集に応じることができないとき  
は、あらかじめ教育長に届け出なければ  
ならない。

(開会等の宣告)

第5条 会議の開会、休憩および閉会は、教  
育長がこれを宣告する。

(会議の順序)

第6条 会議は、おおむね、次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 前回の会議録の承認
- (3) 会議録の署名委員の指名
  
- (4) 議事
- (5) 報告
- (6) その他
- (7) 閉会

(動議 \_\_\_\_\_)

第9条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は、 \_\_\_\_\_ 会議に諮って、これを議題としなければならない。

(発言)

第10条 動議を提出し、または討論しようとする者は、教育長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上の者が発言を求めたときは、教育長は、 \_\_\_\_\_ 先に発言したと認めた者を指名して発言させるものとする。

3 教育長は、発言が議題外にわたるか、または不必要と認めたときは、発言者に注意し、またはこれを制止することができる。

(請願または陳情)

第11条 教育委員会に対して請願または陳情しようとする者は、高島市教育委員会請願等処理規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の定めるところによる。

(採決)

第12条 教育長は、出席者（教育長および委員に限る。以下同じ。）の論旨が尽きた

(職員の出席)

第7条 教育長は、必要に応じて職員を会議に出席させることができる。

(動議の提出)

第8条 委員は、動議を提出することができる。

2 \_\_\_\_\_ 教育長は、動議が提出されたときは、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(発言)

第9条 動議を提出し、または討論しようとする者は、教育長の許可を得て発言しなければならない。

2 \_\_\_\_\_ 教育長は、2人以上の委員が発言を求めたときは、先に発言したと認めた者を指名して発言させるものとする。

(発言の制限)

第10条 委員は、1議題の審議中は、他の議題について発言することができないものとする。

(関係者の出席)

第11条 教育長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明または意見を求めることができる。

(採決)

第12条 教育長は、 \_\_\_\_\_ 論旨が尽きた

と認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

第13条 教育長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長は\_\_\_\_\_、必要があると認めたときは、会議に諮って、記名または無記名の投票によって採決することができる。

第14条 修正の動議は、原案に先立って可否を決する。

2 修正の動議が複数あるときは \_\_\_\_\_、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

(会議の公開等 \_\_\_\_\_)

第15条 会議は、公開とする

\_\_\_\_\_。ただし、次に掲げる事項について、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(1) 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関すること。

(2) 訴訟および不服申立てに関すること。

(3) 市長の作成する議会の議案に対する意見の申出およびその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関すること。

(4) 個人の権利利益を害するおそれがある事項に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を公

と認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

(採決の方法)

第13条 教育長は、委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、会議に諮って記名または無記名の投票によって採決することができる。

(採決の順序)

第14条 修正の動議は、原案に先立って採決する。

2 同一の議題について修正の動議が複数あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

(会議を非公開とすることができる事件)

第15条 法第14条第7項ただし書に定めるところにより会議を公開しないことができる事件は、次に掲げるものとする。

(1) 人事に関する事件

(2) 訴訟および審査請求に関する事件

(3) 個人の権利利益が害される恐れのある事件

(4) 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に関する事件

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を公

開することにより教育行政の公正または円滑な運営に支障が生ずるおそれがある事項に関すること。

(会議録)

第16条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

(会議録の作成、承認および署名)

第17条 会議録は、書記(事務局職員のうちから教育長が指名した者をいう。)にこれを作成させる。

2 会議録は、次の会議において会議の承認を経て、教育長ならびに教育長があらかじめ指定した委員2名および会議録書記がこれに署名しなければならない。

3 前項の規定による承認を受けたときは、当該会議録を公表するものとする。ただし、第15条各号の規定により公表しないとした事件にかかる部分についてはこの限りでない。

開することにより教育行政の公正または円滑な運営に支障を来すおそれがある事件

(会議録)

第16条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会および閉会に関する事項
- (2) 教育長および出席委員の氏名
- (3) 教育長および委員を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 議題および議事の要旨
- (5) 議題となった発議および発議者の氏名
- (6) 質問または討論した者の氏名およびその要旨
- (7) 議決事項
- (8) 報告およびこれに関する質疑の要旨
- (9) その他教育長または会議において必要と認めた事項

3 委員は、会議録に記載した事項に関して異議があるときは、教育長にその旨を述べるとし、教育長は、この採否を会議に諮って決定するものとする。

(記載事項)

第18条 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開会および閉会に関する事項
- (2) 出席者の氏名
- (3) 教育長および委員ならびに傍聴人を除くほか、説明に出席した者の氏名
- (4) 教育長の報告の概要
- (5) 議題および議事の概要
- (6) 議題となった動議を提出した者の氏名
- (7) 請願または陳情に関する事項
- (8) 質問または討議をした者の氏名および要旨
- (9) 議決事項
- (10) その他教育長または会議において必要と認めた事項

第19条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、教育長はこれを会議に諮って決定する。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、会議の\_\_\_\_\_運営に関し必要な事項は、こ

(請願)

第17条 委員会に請願をしようとする者(以下「請願者」という。)は、請願の件名、趣旨、提出年月日、請願を行う者の住所および氏名を記載し、押印した文書を提出しなければならない。

2 請願者が法人である場合は、その名称および所在地を記載し、法人およびその代表者の印章を押印しなければならない。

3 教育長は、請願書が提出されたときは、これを受理し、会議に諮ってその可否を決しなければならない。

4 教育長は、必要があると認めるときは、請願をした者に対し、会議への出席を求め、直接その趣旨を述べさせることができる。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、会議および議事運営に関し必要な事項は、教



これを会議に諮って決定する。

育長が会議に諮って定める。

議第17号

高島市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会傍聴規則（平成17年高島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、会議が非公開とされたとき、または第5条第2項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 高島市教育委員会傍聴規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(傍聴人の退場)</p> <p><u>第7条 傍聴人は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項ただし書きの規定および高島市教育委員会会議規則（平成17年1月1日高島市教育委員会規則第2号）第15条各号の規定により、公開しないこととした事件が審議される時、または前条第2項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。</u></p>	<p>(傍聴人の退場)</p> <p><u>第7条 傍聴人は、会議が非公開とされたとき、または第5条第2項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。</u></p>

議第18号

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会事務局組織規則（平成18年高島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

	市民スポーツ課	
	図書館	

」を

「

	市民スポーツ課	
	国民スポーツ大会開催準備室	
	図書館	

」に改め

る。

第3条第1項第8号中「、請願および陳情」を「および請願」に改め、同項第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 国民スポーツ大会開催準備室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国民スポーツ大会に関すること。
- (2) 全国障害者スポーツ大会に関すること。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 高島市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 秘書、表彰、<u>請願および陳情</u>に関する こと。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 文書の收受および発送に関すること。</u></p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 秘書、表彰および<u>請願</u>に関する こと。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 国民スポーツ大会開催準備室の分掌事務</u> <u>は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 国民スポーツ大会に関すること。</u></p> <p><u>(2) 全国障害者スポーツ大会に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p>

【別記1】

現 行

部	課、室等
教育総務部	教育総務課
	社会教育課
	地域教育連携室
	文化財課
	市民スポーツ課
	図書館
	高島市民会館（文化ホール）
教育指導部	学校教育課
	学事施設課
	教育相談・課題対応室
	教育研究所
	学校給食課
	学校給食センター（学校給食共同調理場）

改 正 案

部	課、室等
教育総務部	教育総務課
	社会教育課
	地域教育連携室
	文化財課
	市民スポーツ課
	国民スポーツ大会開催準備室
	図書館
	高島市民会館（文化ホール）
教育指導部	学校教育課
	学事施設課
	教育相談・課題対応室
	教育研究所
	学校給食課
	学校給食センター（学校給食共同調理場）





議第19号

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案  
上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「規定」を「規程」に改め、同項第7号中「懲戒および」を「懲戒ならびに」に、「または」を「および」に、「進退について」を「進退の」に改める。

第2条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第1項中第14号を削り、第15号中「、陳情」を削り、同号を第13号とする。

第2条第1項中第16号を削り、第17号を第14号とし、第18号を第15号とする。

第2条第2項中「代理することができる。」の次に「この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議において報告し、その承認を受けなければならない。」を加える。

第2条第3項を削る。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則

## 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める<u>規定</u>の制定または改廃に関すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 県費負担教職員の<u>懲戒</u>および<u>県費負担教職員</u>である校長または教頭の任免その他の<u>進退</u>について内申に関すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>学校、公民館等教育施設の敷地の選定を行うこと。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>文化財の指定および解除に関すること。</u></p> <p>(15) <u>請願、陳情、訴訟および審査請求</u>に関すること。</p> <p>(16) <u>教育にかかる表彰</u>に関すること。</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>2 教育長は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情があるときは、その事務を臨時に代理することができる。</p> <hr/> <hr/>	<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める<u>規程</u>の制定または改廃に関すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 県費負担教職員の<u>懲戒</u>ならびに<u>県費負担教職員</u>である校長<u>および</u>教頭の任免その他の<u>進退</u>の<u>      </u>内申に関すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 請願<u>      </u>、訴訟および審査請求に関すること。</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>2 教育長は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情があるときは、その事務を臨時に代理することができる。<u>この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議において報告し、その承認を受</u></p>

3 教育長は、第1項の規定により委任された事務または前項の規定により臨時に代理した事務の管理および執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

けなければならない。

議第20号

高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会公印規則（平成26年高島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高島市立教育研究所長印の項保管者の欄中「教育研究所長」を「教育総務課長」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 高島市教育委員会公印規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
別表第 1 (第 3 条関係) 【別記1 参照】	別表第 1 (第 3 条関係) 【別記1 参照】

### 【別記1】

#### 現 行

名称	ひな形番号	公印番号	書体	寸法 (mm)	個数	用途	保管者
滋賀県高島市教育委員会印	1	1	隷書	方 2 1	1	一般事務用	教育総務課長
滋賀県高島市教育委員会印		2	隷書	方 3 0	1	賞状用	教育総務課長
朽木資料館長印	2 6	2 8	隷書	方 1 8	1	一般事務用	朽木資料館長
高島市立教育研究所長印	2 7	2 9	隷書	方 1 8	1	一般事務用	教育研究所長
削除	2 8						
滋賀県高島市立なのはな幼稚園印	7 0	9 1	隷書	方 3 0	1	一般事務用	なのはな幼稚園長

#### 改 正 案

名称	ひな形番号	公印番号	書体	寸法 (mm)	個数	用途	保管者
滋賀県高島市教育委員会印	1	1	隷書	方 2 1	1	一般事務用	教育総務課長
滋賀県高島市教育委員会印		2	隷書	方 3 0	1	賞状用	教育総務課長
朽木資料館長印	2 6	2 8	隷書	方 1 8	1	一般事務用	朽木資料館長
高島市立教育研究所長印	2 7	2 9	隷書	方 1 8	1	一般事務用	教育総務課長
削除	2 8						
滋賀県高島市立なのはな幼稚園印	7 0	9 1	隷書	方 3 0	1	一般事務用	なのはな幼稚園長



議第21号

高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

高島市立学校学校運営協議会設置規則（平成30年高島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 高島市立学校学校運営協議会設置規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(委員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、地方公務員法_____第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。</p>



議第22号

高島市教育支援委員会規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

高島市教育支援委員会規則（平成26年高島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「各1人」を「1人」に改め、同条第3項中「事故あるときおよび」を「事故があるとき、または委員長が」に改める。

第6条中「教育委員会事務局」を「教育指導部」に改める。

第7条中「別に」を削る。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 高島市教育支援委員会規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(委員長および副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長および副委員長各<u>1人</u>を置き、委員の互選によって定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に<u>事故あるときおよび</u> _____ 欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局</u> 学校教育課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">(その他)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って<u>別に</u>定める。</p>	<p style="text-align: center;">(委員長および副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長および副委員長 <u>1人</u> _____を置き、委員の互選によって定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に<u>事故があるとき、または委員長が</u>欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>教育指導部</u> _____ 学校教育課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">(その他)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って _____ 定める。</p>

議第23号

高島市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則

高島市教科用図書選定委員会規則（平成26年高島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「教育委員会に事務局を置く指導主事」を「高島市教育委員会事務局教育指導部学校教育課の指導主事」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

委員会に、調査研究員を置くことができる。

第6条第2項中「発行業者等の」を「発行業者等から」に、「に乗じられる等」を「を受ける等」に改める。

第7条中「教育委員会事務局」を「教育指導部」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 高島市教科用図書選定委員会規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育委員会に事務局を置く指導主事</u> _____その他学校教育に専門的知識を有する職員 3人以内</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(調査研究員)</p> <p>第5条 <u>委員会には、調査研究員を置き、その所掌事務を分掌させることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(委員等の欠落事項および適正選定の阻害禁止)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 委員および調査研究員は、教科用図書の<u>発行業者等の選定勧誘および宣伝行為に乗じられる等、適正な教科用図書の選定を阻害すると認められる行為をしてはならない。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局</u>学校教育課において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高島市教育委員会事務局教育指導部学校教育課の指導主事</u>その他学校教育に専門的知識を有する職員 3人以内</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(調査研究員)</p> <p>第5条 <u>委員会に、調査研究員を置くことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(委員等の欠落事項および適正選定の阻害禁止)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 委員および調査研究員は、教科用図書の<u>発行業者等から選定勧誘および宣伝行為を受ける等</u>、適正な教科用図書の選定を阻害すると認められる行為をしてはならない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育指導部</u>学校教育課において処理する。</p>

議第24号

高島市学校給食共同調理場給食物資購入規則の一部を改正する規則案  
上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市学校給食共同調理場給食物資購入規則の一部を改正する規則

高島市学校給食共同調理場給食物資購入規則（平成17年高島市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 高島市契約規則（平成19年高島市規則第22号）に定めるもののほか、高島市学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の給食物資の購入については、この規則の定めるところによる。

第3条中「予定価格以内」を「予定価格以下」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 高島市学校給食共同調理場給食物資購入規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(総則)</u></p> <p><u>第1条 高島市学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の給食物資購入について、高島市契約規則（平成19年高島市規則第22号）に定めることのほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>（落札者の決定）</p> <p>第3条 <u>予定価格以内の最低価格</u>（「契約物資内訳書（様式第2号）」による単価をいう。）で入札したものを落札者とする。ただし、入札価格が著しく不相当と認めるとき、または物資が不相当と認めるときは、この限りでない。</p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 高島市契約規則（平成19年高島市規則第22号）に定めるもののほか、高島市学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の給食物資の購入については、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>（落札者の決定）</p> <p>第3条 <u>予定価格以下の最低価格</u>（「契約物資内訳書（様式第2号）」による単価をいう。）で入札したものを落札者とする。ただし、入札価格が著しく不相当と認めるとき、または物資が不相当と認めるときは、この限りでない。</p>

議第25号

高島市立学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市立学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則

高島市立学校結核対策委員会規則（平成27年高島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「委員を」を「対策委員会を」に改める。

第6条中「高島市教育委員会事務局」を「教育指導部」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 高島市立学校結核対策委員会規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(委員長および副委員長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員長は、<u>委員を</u> _____ 代表し、会務を総括する。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第6条 対策委員会の庶務は、<u>高島市教育委員会事務局</u>学事施設課において処理する。</p>	<p style="text-align: center;">(委員長および副委員長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員長は、<u>対策委員会を</u>代表し、会務を総括する。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第6条 対策委員会の庶務は、<u>教育指導部</u> _____ 学事施設課において処理する。</p>



議第26号

高島市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

高島市社会教育指導員設置等に関する規則（平成17年高島市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「委嘱」を「任用」に改める。

第5条中「、1年とする。ただし、再任を妨げない。」を「、高島市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年高島市規則第6号）第4条第1項の規定による。」に改める。

第7条中「高島市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償等に関する条例（平成17年高島市条例第39号）」を「高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償等に関する条例（令和元年高島市条例第14号）」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 高島市社会教育指導員設置等に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(職務)</p> <p>第2条 指導員は、教育委員会の<u>委嘱</u>を受けて、社会教育主事を助け、社会教育の振興を図るために必要な指導学習相談または社会教育団体の育成等に従事する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 指導員の任期は、<u>1年とする</u></p> <hr/> <hr/> <p>。ただし、再任は妨げない。</p> <p>(報酬の額等)</p> <p>第7条 指導員の報酬の額および支給方法等は、<u>高島市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬および費用弁償等に関する条例（平成17年高島市条例第39号）の定めるところによる。</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 指導員は、教育委員会の<u>任用</u>を受けて、社会教育主事を助け、社会教育の振興を図るために必要な指導学習相談または社会教育団体の育成等に従事する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 指導員の任期は、<u>高島市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年高島市規則第6号）第4条第1項の規定による。</u></p> <p>(報酬の額等)</p> <p>第7条 指導員の報酬の額および支給方法等は、<u>高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償等に関する条例（令和元年高島市条例第14号）</u>の定めるところによる。</p>

議第27号

高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する規則（平成18年高島市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「条例第6条」を「条例第6条第4項」に、「第2条」を「第4条」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する規則

## 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>条例第6条</u> _____の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、<u>第2条</u>に規定する使用承認申請と同時に使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>条例第6条第4項</u>の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、<u>第4条</u>に規定する使用承認申請と同時に使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。</p>

議第 28 号

高島市高島しゃくなげ運動公園の管理運営に関する規則を廃止する規則案  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 31 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

---

高島市高島しゃくなげ運動公園の管理運営に関する規則を廃止する規則

高島市高島しゃくなげ運動公園の管理運営に関する規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 44 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 29 号

高島市安曇川多目的グラウンドの管理運営に関する規則の一部を改正する  
規則案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 31 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

---

高島市安曇川多目的グラウンドの管理運営に関する規則の一部を改正  
する規則

高島市安曇川多目的グラウンドの管理運営に関する規則（平成 18 年高島  
市教育委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「条例第 11 条」を「条例第 10 条」に改め、「において同じ。」  
の次に「）」を加える。

第 7 条中「条例第 8 条」を「条例第 7 条」に改める。

第 9 条中「条例第 10 条」を「条例第 9 条」に改める。

第 10 条中「条例第 12 条」を「条例第 11 条」に改める。

第 11 条、第 12 条および第 13 条中「条例第 13 条」を「条例第 12 条」  
に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

# 高島市安曇川多目的グラウンドの管理運営に関する規則

## 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入場の制限)</p> <p>第2条 高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。（<u>条例第11条第1項</u>に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にグラウンドの管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第5条まで、第7条および第8条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒否し、または退場を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(施設の変更等の承認の手続)</p> <p>第7条 <u>条例第8条</u>ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、施設変更等申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(損壊等の届出)</p> <p>第9条 <u>条例第10条</u>第1項の届出は、施設損壊等届出書を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(開場時間等の変更の承認の手続)</p> <p>第10条 <u>条例第12条</u>の規定による承認の申請は、あらかじめ、開場時間等変更承認申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(利用料金の承認の手続等)</p> <p>第11条 <u>条例第13条</u>第3項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>条例第13条</u>第3項前段の規定による承認を受けたときは、当該承</p>	<p>(入場の制限)</p> <p>第2条 高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。（<u>条例第10条</u>第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にグラウンドの管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第5条まで、第7条および第8条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒否し、または退場を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(施設の変更等の承認の手続)</p> <p>第7条 <u>条例第7条</u>ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、施設変更等申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(損壊等の届出)</p> <p>第9条 <u>条例第9条</u> 第1項の届出は、施設損壊等届出書を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(開場時間等の変更の承認の手続)</p> <p>第10条 <u>条例第11条</u>の規定による承認の申請は、あらかじめ、開場時間等変更承認申請書を教育委員会に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(利用料金の承認の手続等)</p> <p>第11条 <u>条例第12条</u>第3項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>条例第12条</u>第3項前段の規定による承認を受けたときは、当該承</p>

認に係る利用料金の額を周知させなければならない。

- 3 前2項の規定は、条例第13条第3項後段の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

(利用料金の還付の承認の手続)

第12条 条例第13条第5項ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金還付承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の減免の承認の手続)

第13条 条例第13条第6項の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金減免承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

認に係る利用料金の額を周知させなければならない。

- 3 前2項の規定は、条例第12条第3項後段の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

(利用料金の還付の承認の手続)

第12条 条例第12条第5項ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金還付承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の減免の承認の手続)

第13条 条例第12条第6項の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金減免承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。



議第30号

高島市教育委員会請願等処理規程を廃止する訓令案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教育委員会請願等処理規程を廃止する訓令

高島市教育委員会請願等処理規程（平成17年高島市教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議第31号

高島市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

高島市教育委員会事務局職員服務規程（平成17年高島市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第11号および第12号」を「第9号」に、「ならびに」を「および」に改める。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 高島市教育委員会事務局職員服務規程 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 前条の「職員」とは、高島市職員定数条例（平成17年高島市条例第23号）第2条第1項第11号および第12号に定める職員ならびに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 前条の「職員」とは、高島市職員定数条例（平成17年高島市条例第23号）第2条第1項第9号_____に定める職員および地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p>

議第32号

高島市高島歴史民俗資料館に勤務する職員の服務規程を廃止する訓令案  
上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市高島歴史民俗資料館に勤務する職員の服務規程を廃止する訓令

高島市高島歴史民俗資料館に勤務する職員の服務規程（平成17年高島市  
教育委員会訓令第12号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議第33号

高島市教育委員会事務点検評価委員設置要綱の一部を改正する告示案  
上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教育委員会事務点検評価委員設置要綱の一部を改正する告示

高島市教育委員会事務点検評価委員設置要綱（平成27年高島市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 委員は、教育に関する施策および事業の執行状況を総括し、教育委員会が行う事務の点検および評価について意見を述べるものとする。

第4条を次のように改める。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱にかかる事務の点検および評価の完了の日までとする。

## 高島市教育委員会事務点検評価委員設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>(所掌事務)</u></p> <p><u>第2条 委員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 教育委員会が行う事務の点検および評価について意見を述べること。</u></p> <p><u>(2) その他事務の点検および評価に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(任期)</u></p> <p><u>第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。</u></p> <p><u>2 委員が任期中に欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(所掌事務)</u></p> <p><u>第2条 委員は、教育に関する施策および事業の執行状況を総括し、教育委員会が行う事務の点検および評価について意見を述べるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(任期)</u></p> <p><u>第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱にかかる事務の点検および評価の完了の日までとする。</u></p>

議第34号

高島市立学校跡地利用検討委員会設置要綱を廃止する告示案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市立学校跡地利用検討委員会設置要綱を廃止する告示

高島市立学校跡地利用検討委員会設置要綱（平成26年高島市教育委員会告示第31号）は、廃止する。

議第35号

高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部を改正する告示案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱の一部を改正する告示

高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱（平成28年高島市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条および第141条の規定に基づき、言語障害、発達障害等のある児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）に対して、障害の状態改善に資する特別の教育課程による教育を行うため、高島市通級指導教室（以下「通級指導教室」という。）を設置する。

第5条中「、第1条の目的を達するため」を削り、「および通常の」を「、通常の」に改める。

第6条を次のように改める。

（職員および職務）

第6条 通級指導教室に担当職員を置き、今津東小学校、新旭南小学校、安曇小学校および高島中学校に勤務する教諭の中から、それぞれの校長が指名する。

2 担当職員は、上司の命を受け、対象児童生徒の指導その他の事務を処理する。

第7条第2項中「通級許可通知書（様式第3号）を」を「通級許可通知書（様式第3号）により」に改める。

第9条中「通級指導を」を「通級による指導を」に、「終了通知書（様式第



4号)を」を「終了通知書(様式第4号)により」に改める。

第11条の見出し中「委任」を「その他」に改め、同条中「要綱」を「告示」に改め、「必要な事項」の前に「通級指導教室の運営に関し」を加える。

# 高島市通級指導教室の設置および運営に関する要綱

## 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この告示は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条および第141条の規定に基づき、言語障害または発達障害等のある児童生徒(以下「対象児童生徒」という。)に対して、障害の状態を改善するために特別の教育課程による教育を行う高島市通級指導教室(以下「通級指導教室」という。)を設置し、通級による指導(以下「通級指導」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(事業)</p> <p><u>第5条 通級指導教室は、第1条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別支援学級担任および通常の学級の担任等を対象とする言語療育指導および発達障害等に関する研修事業</p> <p>(職員および職務)</p> <p><u>第6条 指導教室に担当職員を置き、担当職員は、上司の命を受け所掌事務を処理する。</u></p> <p><u>2 担当職員は、今津東小学校、新旭南小学校、安曇小学校および高島中学校に勤務する教諭からそれぞれの校長が指名する者とする。</u></p> <p>(通級の申請および承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 教育長は、通級を必要と認めた場合は、申請者に<u>通級許可通知書(様式第3号)</u>を</p>	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条および第141条の規定に基づき、言語障害、発達障害等のある児童生徒(以下「対象児童生徒」という。)に対して、障害の状態改善に資する特別の教育課程による教育を行うため、高島市通級指導教室(以下「通級指導教室」という。)を設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第5条 通級指導教室は_____、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別支援学級担任、通常の_____学級の担任等を対象とする言語療育指導および発達障害等に関する研修事業</p> <p>(職員および職務)</p> <p><u>第6条 通級指導教室に担当職員を置き、今津東小学校、新旭南小学校、安曇小学校および高島中学校に勤務する教諭の中から、それぞれの校長が指名する。</u></p> <p><u>2 担当職員は、上司の命を受け、対象児童生徒の指導その他の事務を処理する。</u></p> <p>(通級の申請および承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 教育長は、通級を必要と認めた場合は、申請者に<u>通級許可通知書(様式第3号)</u>に</p>

通知するものとする。

(通級指導の終了)

第9条 通級指導教室設置校の校長は、通級指導を          受けている対象児童生徒の指導を終了してもよいと判断するときは、教育長に対し、通級指導教室終了通知書の交付を申請するものとする。

2 前項に規定する申請を受けた教育長は、対象児童生徒が通級指導を          終了してもよいと認めるとき、対象児童生徒の保護者に対し、終了通知書（様式第4号）を          通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、                    必要な事項は、別に定める。

より通知するものとする。

(通級指導の終了)

第9条 通級指導教室設置校の校長は、通級による指導を受けている対象児童生徒の指導を終了してもよいと判断するときは、教育長に対し、通級指導教室終了通知書の交付を申請するものとする。

2 前項に規定する申請を受けた教育長は、対象児童生徒が通級による指導を終了してもよいと認めるとき、対象児童生徒の保護者に対し、終了通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、通級指導教室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

議第36号

高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱（平成22年高島市教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「設置」に改める。

第2条第4号中「、目的達成するために」を「子ども読書活動の推進に」に改める。

第4条中「翌年度末」を「その日の属する年度の翌年度の末日」に改める。

第8条中「高島市教育委員会事務局」を「教育総務部」に改める。

## 高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他、<u>目的達成するために</u>必要なこと。</p> <p style="text-align: center;">(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱された日から<u>翌年度末</u> _____ までとし、再任を妨げない。</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>高島市教育委員会事務局</u>社会教育課において処理する。</p>	<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>子ども読書活動の推進に必要な</u>こと。</p> <p style="text-align: center;">(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱された日から<u>その日の属する年度の翌年度の末日</u>までとし、再任を妨げない。</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>教育総務部</u> _____ 社会教育課において処理する。</p>

議第37号

近江聖人中江藤樹マスコットキャラクター「よえもん君」着ぐるみ貸出要綱の一部を改正する告示案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

近江聖人中江藤樹マスコットキャラクター「よえもん君」着ぐるみ貸出要綱の一部を改正する告示

近江聖人中江藤樹マスコットキャラクター「よえもん君」着ぐるみ貸出要綱(平成27年高島市教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「高島市教育委員会事務局」を「教育総務部」に改める。

第8条第2号中「通り」を「どおり」に改める。

第13条中「要綱」を「告示」に改め、「ものとする」を削る。

近江聖人中江藤樹マスコットキャラクター「よえもん君」着ぐるみ

貸出要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(貸出しの申請)</p> <p>第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、使用する日の3か月前から7日前までに着ぐるみ「よえもん君」貸出申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、<u>高島市教育委員会事務局社会教育課長</u>(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(使用上の遵守事項)</p> <p>第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書の記載<u>通り</u>に使用すること。</p> <p>(3)~(10) (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める<u>ものとする</u>。</p>	<p>(貸出しの申請)</p> <p>第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、使用する日の3か月前から7日前までに着ぐるみ「よえもん君」貸出申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、<u>教育総務部</u>社会教育課長(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(使用上の遵守事項)</p> <p>第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書の記載<u>どおり</u>に使用すること。</p> <p>(3)~(10) (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める<u>_____</u>。</p>

議第38号

朽木池の沢庭園整備基本計画検討委員会設置要綱を廃止する告示案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

朽木池の沢庭園整備基本計画検討委員会設置要綱を廃止する告示

朽木池の沢庭園整備基本計画検討委員会設置要綱（平成26年高島市教育委員会告示第23号）は、廃止する。



議第39号

清水山城館跡保存活用計画策定委員会設置要綱を廃止する告示案

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

清水山城館跡保存活用計画策定委員会設置要綱を廃止する告示

清水山城館跡保存活用計画策定委員会設置要綱（平成28年高島市教育委員会告示第12号）は、廃止する。